

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について

〔 令和 8 年 1 月 2 3 日
閣 議 決 定 〕

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針を別紙 1 から別紙 7 まで、別紙 9 及び別紙 11 から別紙 19 までのとおり定める。

また、入管法第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、基本方針にのっとり、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を別紙 8 及び別紙 10 のとおり定める。

これに伴い、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）は、廃止する。